

計量法（平成４年法律第５１号）第１３５条第１項の規定に基づき、指定校正機関を次のように指定したので、同法第１５９条第１項第１８号の規定に基づき公示する。

令和６年６月２１日

計量法第１３５条第１項に規定する指定校正機関の指定

特定標準器による校正等の業務の範囲	指定校正機関の名称及び住所	特定標準器による校正等を行う事業所の名称及び所在地
陰イオン界面活性剤５種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、デシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、ウンデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、トリデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム及びテトラデシルベンゼンスルホン酸ナトリウムの各濃度が０．１グラム毎リットルのもの	一般財団法人化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽一丁目四番二十五号	東京事業所 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野千六百番地